

平成29年第2回茂原市教育委員会会議（2月定例会）日程

日 時：平成29年2月14日（火）13：00～

場 所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 契約の締結について

議案第2号 茂原市社会教育関係団体事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を定めるよう市長に申し入れることについて

議案第3号 茂原市立小学校、中学校及び幼稚園防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の制定について

議案第4号 茂原市フッ化物洗口事業実施要綱を定めるよう市長に申し入れることについて

議案第5号 茂原市スポーツ大使設置要綱を定めるよう市長に申し入れることについて

議案第6号 茂原市学校給食センター建設基本計画の策定について

（報告事項）

1 平成28年度3月補正予算の要求について

2 茂原市立学校図書館資料収集方針及び除籍方針について

3 平成28年度定期監査の結果について

4 行事の共催、後援及び協賛について

5 平成29年第3回（3月臨時会）、第4回（3月定例会）及び第5回（4月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

6 その他

4 閉会宣言

★（会議結果）

議決事項について、議案第1号から議案第6号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録（公開用）

平成29年第2回（定例会）

- 1 期日 平成29年2月14日（火）
開会 午後1時00分
閉会 午後1時45分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
教育長 内田 達也
教育長職務代理者 齋藤 晟
委員 鈴木 一代
委員 安藤 明子
委員 高貫 裕一郎
- 4 出席職員
教育部長 中村 光一
教育部次長（体育課長） 豊田 実
教育総務課長 麻生 新太郎
学校教育課長 古山 幹夫
生涯学習課長 長谷川 伊智郎
中央公民館長 酒井 映明
美術館・郷土資料館長 津田 芳男
東部台文化会館長 渡辺 健司
教育総務課主幹 中村 一之
教育総務課副主査 東間 諭
- 5 署名人の指定
委員 鈴木 一代
教育長職務代理者 齋藤 晟
- 6 傍聴人 0名

内田教育長 : ただいまから、平成29年第2回茂原市教育委員会会議（定例会）を開会します。本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。

本日の会議録署名人は、「鈴木委員」と「齋藤委員」を指定いたします。これより会議事項に入ります。本日は、議案が6件となっております。それでは、議案第1号「契約の締結について」説明をお願いします。

中村教育部長 : 議案第1号「契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、(仮称)本納公民館・支所複合施設新築工事の契約締結を行うものでございます。

制限付一般競争入札の結果、契約額は6億5,880万円、契約の相手方は関東建設株式会社、工期は平成30年2月28日まででございます。

今後の予定といたしましては、2月22日に開会の市議会に本案を上程し、承認を経た後、契約を締結いたします。

なお、本施設は平成30年4月の開館を予定し、現在、施設名の愛称を募集して

- いるところでございます。
- 以上、ご審議の程よろしく願いいたします。
- 内田教育長 : それでは議案第1号について質疑をお願いします。
よろしいでしょうか。
それではなければ、議案第1号について採決に入ります。
議案第1号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第1号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、議案第2号「茂原市社会教育関係団体事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を定めるよう市長に申し入れることについて」説明をお願いします。
- 中村教育部長 : 議案第2号「茂原市社会教育関係団体事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を定めるよう市長に申し入れることについて」ご説明申し上げます。
地域まちづくり推進事業にかかわる補助金につきましては、今年度までこの要綱に基づいて交付しておりましたが、平成28年11月に「茂原市地域まちづくり協議会補助金交付要綱」が新たに制定されたことにより、平成29年4月から新たな要綱に基づき交付することとなります。そのため今回「茂原市社会教育関係団体事業補助金交付要綱」の補助対象事業から「地域まちづくり推進事業」を削るものでございます。
以上、ご審議の程よろしく願いいたします。
- 内田教育長 : それでは議案第2号について質疑をお願いします。
よろしいでしょうか。
それではなければ、議案第2号について採決に入ります。
議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第2号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、議案第3号「茂原市立小学校、中学校及び幼稚園防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の制定について」説明をお願いします。
- 中村教育部長 : 議案第3号「茂原市立小学校、中学校及び幼稚園防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の制定について」ご説明申し上げます。
本案は、茂原市立小学校、中学校及び幼稚園に防犯カメラを設置し、その適正な運用を図るため要綱を制定しようとするものでございます。
主な内容といたしましては、茂原市個人情報保護条例の趣旨にのっとりた地域住民のプライバシーへの配慮、防犯カメラ及び画像の取扱い、管理運用責任者の配置などを定めるものでございます。
以上、ご審議の程よろしく願いいたします。
- 内田教育長 : それでは議案第3号について質疑をお願いします。
- 高貫委員 : 今後、各学校に防犯カメラを設置するという意向で進んでいるのかどうか、その方向性を伺いたいのですが。
- 古山
学校教育課長 : 今回につきましては、1月に東中学校であった不法侵入の件で、警察から設置の要望がございまして、抑止力を高めるということで、東中学校に設置をするというものです。
今後、こういった事案があった場合については、他の学校にも設置というようなことも考えております。
- 高貫委員 : 事案がない限りは、すぐに設置ということではないということですか。
- 古山
学校教育課長 : はい。
- 安藤委員 : 例えば、保護者若しくはPTAなどからの要望で防犯カメラを設置して欲しいという学校があれば、今後、設置する可能性もあるということでしょうか。
- 古山
学校教育課長 : 保護者からの要望ということでございますが、実は東部小学校で10年ほど前に保護者、PTAが中心となりまして防犯カメラを設置しております。これからもこういった要望があるかと思っておりますけれども、そういったご要望には検討していきたいと思っております。
- 安藤委員 : はい、分かりました。
- 内田教育長 : 他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは議案第3号について採決に入ります。

- 議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第3号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。次に、議案第4号「茂原市フッ化物洗口事業実施要綱を定めるよう市長に申し入れることについて」説明をお願いします。
- 中村教育部長 : 議案第4号「茂原市フッ化物洗口事業実施要綱を定めるよう市長に申し入れることについて」ご説明申し上げます。
フッ化物洗口事業については、平成19年より開始され、健康管理課と希望した学校との個別協議により行われてまいりましたが、歯科指導の一環として市と教育委員会が実施主体となり、学校等で積極的に取り組めるように今後のフッ化物洗口事業の実施に向け、事業内容を明確にした要綱を制定するものでございます。
以上、ご審議の程よろしくお願いたします。
- 内田教育長 : それでは議案第4号について質疑をお願いします。
- 鈴木委員 : 現在、フッ化物洗口を実施している学校はどこですか。
- 古山 : 西小学校、萩原小学校、五郷小学校、豊岡小学校、東部小学校を除いた小学校9校で、週1回の実施がされているところです。
- 学校教育課長 : 全学年が取り組んでいる状況でしょうか。
- 鈴木委員 : 全ての学校で、全ての学年ということではありません。低学年を中心に実施をしているところでございます。
- 古山 : はい、分かりました。
- 齋藤委員 : これは週1回、歯磨きをするということですか。
- 古山 : フッ化物水溶液を用いてブクブクうがいをして、1分ほど口の中で洗浄して吐き出すものでございます。歯磨きが終わった後のきれいな状態で実施をすると虫歯を予防する効果があるというものです。
- 齋藤委員 : 効果が認められている訳ですか。
- 古山 : 数字としてこうだというのはまだございませんが、平成19年に二宮小学校から開始をしまして、二宮小学校では虫歯の治療率も下がっていると聞いております。
- 内田教育長 : 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。
それではなければ、議案第4号について採決に入ります。
議案第4号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第4号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。次に、議案第5号「茂原市スポーツ大使設置要綱を定めるよう市長に申し入れることについて」説明をお願いします。
- 中村教育部長 : 議案第5号「茂原市スポーツ大使設置要綱を定めるよう市長に申し入れることについて」ご説明申し上げます。
本案は、本市出身または本市にゆかりのあるトップアスリートやスポーツチームに「茂原市スポーツ大使」を委嘱し、スポーツに親しむ市民の象徴として、市のスポーツ事業や市の魅力を広く発信することにより、本市のスポーツ振興と地域の活性化を図るため、スポーツ大使の対象及び職務等を定めるものでございます。
以上、ご審議の程よろしくお願いたします。
- 内田教育長 : それでは議案第5号について質疑をお願いします。
- 齋藤委員 : スポーツ大使の候補は誰かいるのですか。
- 豊田 : 今のところ、先日茂原に凱旋しましたプロ野球選手、北海道日本ハムファイターズの高梨裕稔選手を予定しております。
その他にバスケットボールBリーグの名古屋ダイヤモンドドルフィンズの高梨潤選手で、西小学校、富士見中学校出身のプロ選手、それからサッカーJリーグのサガン鳥栖の辻周吾選手で、東郷小学校、東中学校出身のプロ選手がおりますが、今のところは高梨選手を予定しております。
- 齋藤委員 : はい、分かりました。
それから第6条に「市長は、大使に対する報酬は支給しない。」と書いてあるのですが、出張等をお願いした時には、出張の旅費等は当然出ますよね。

- 豊田 教育部次長 : プロ選手はなかなかこちらにはいませんので、今考えていることは、例えば茂原のスポーツ行事のポスターに高梨選手から「タッチバレーボール大会は楽しいからみんな参加しませんか」というようなコメントを頂いたり、また北海道で茂原の魅力を発信する名刺を配って頂いたりというようなことを考えておりますので、そういったことからスポーツ大使には報酬を払わないものとしております。
- 齋藤委員 : そうですか、分かりました。ありがとうございます。
- 内田教育長 : 他にありませんでしょうか。
- 安藤委員 : スポーツチーム若しくはトップアスリートということですが、競技はとくに限定せず、人数も限定しないということでしょうか。
- 豊田 教育部次長 : とくに限定はいたしません。
- 安藤委員 : たくさん増える可能性があるということですね。
- 豊田 教育部次長 : 増えていただければ嬉しいです。
- 内田教育長 : 他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。なければ、議案第5号について採決に入ります。議案第5号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第5号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。次に、議案第6号「茂原市学校給食センター建設基本計画の策定について」説明をお願いします。
- 中村教育部長 : 議案第6号「茂原市学校給食センター建設基本計画の策定について」ご説明申し上げます。
- 茂原市学校給食センターの建設につきましては、平成28年2月に「茂原市学校給食施設検討委員会」より「茂原市の学校給食調理場の現状を踏まえて協議した結果、安全面・衛生面の観点から、学校衛生管理基準に適合した施設に建て替える必要がある」との答申をいただきました。この答申を受けまして、教育委員会事務局としては、平成28年度に三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社との間で「(仮称)茂原市学校給食センター建設基本計画策定支援業務契約」を締結し、別紙のとおり「茂原市学校給食建設基本計画」を作成いたしました。
- お配りいたしました資料、基本計画とそれからA4の用紙1枚になったものがあると思いますが、A4の用紙1枚になったものをご覧ください。こちらは基本計画を要約したものでございます。まず、事業の概要ですが、老朽化の著しい既存の共同調理場及び小学校4校の単独調理場に代わるものとして、新たに学校給食センターを建設するものでございます。次に、今回の基本計画の内容、はじめに食数につきましては、給食センターの稼働開始を平成31年、2019年9月からと見込み、児童生徒数及び教職員数の推計から一日6,500食と設定いたしました。上位計画との整合及び事業用地につきましては、記載のとおりでございます。
- 続きまして、事業の手法につきましては、基本計画の19ページをお開きください。詳しい説明については省かせていただきますが、従来方式、DBO方式、PFI(BTO)方式、リース方式及び民設民営方式の5つの方式がございます。この5つの方式を対象に、左側にご覧のように「事業の継続性・安定性の確保」、「充実した施設・設備・備品の整備の実現」及び「財政負担の軽減」、この3つの観点から比較検討した結果、最も有利な方法であるPFI方式を選定いたしました。
- 次に、事業期間につきましては、平成31年、2019年9月から、平成47年、2035年3月までの15年7か月を予定しております。
- 概算での総事業費は、建設費、運営費及び維持管理費を含めて65億6,043万円を予定し、新年度予算に債務負担行為の設定を計上しております。これにより、単年度の負担額は約4億1,200万円となりまして、PFI方式の採用による財政負担の平準化を図ったところでございます。
- 最後にスケジュールですが、平成29年度に「PFI事業に係る実施方針・要求水準書の公表」、「特定事業の選定及び公表」、「事業者の公募に係る公告・審査・入札」等を行い、平成30年度には「基本設計・実施設計」を経て「建設工事着工

」、平成31年度、2019年度に「建設工事竣工」、9月から「新給食センター供用開始」を予定しております。説明は以上でございます。

ご審議の程よろしくお願いたします。

- 内田教育長
高貫委員
- ： それでは議案第6号について質疑をお願いします。
- ： この基本計画書の9ページに「3. 給食センターに求める事項」という中で、下から4行目に「なお、炊飯設備については、第一次答申書の付帯意見においては設置の方向で要望が出ているが、事業費用の増大や配送する食缶の増大に伴う配送遅延リスクの増大等を踏まえ、新規学校給食センターには配置しないこととする。」とあり設置をしないということなのですが、これはやはり設置するとかなり費用が違ってしまうものなのでしょうか。
- 麻生
教育総務課長
- ： 現在、炊飯は委託しているところなのですが、これを委託ではなく自前で行うということになりますと、年間約3,600万円、15年で約5.5億円の経費が必要になります。そうしたことで、炊飯ラインを入れたいという気持ちもあったのですが、いろいろ検討した結果、やはり今のまま委託ということに決めました。
- 高貫委員
- ： もちろんその方針で良いと思うのですが、私がたまたまPTAの役員をしていた関係もあって、私のいた萩原小学校で稲作体験というのがありまして、その取れたお米を使って子どもたちがカレーを食べるという給食があるのですが、その時にお米を炊く場所を探すのに困ったということもあったもので、もしそんなに金額が変わらないのであれば炊飯設備があれば良いなということでお聞きしました。
- それともう一つ、よく父兄から言われるのが、土曜日に授業参観があったときに給食はないけども一日学校にいるのでお弁当を持たせるということがあって、給食があると助かるという意見があるのですけれども、実際土曜日の運用についてはどうなのでしょうか。
- 古山
学校教育課長
- ： 土曜日にほとんどの学校が給食を実施するというようなことになると土曜日の運用も考えられますが、現在のところ見ておりますと、授業参観をしているのが2校であったり、3校であったりといったところでございますので、そういった少数の給食を作るというのはコスト的にも難しいのかなと思います。
- 高貫委員
- ： そうですね。はい、分かりました。
- 内田教育長
齋藤委員
- ： 他にありますでしょうか。
- ： この結果というのは、学校給食施設検討委員会の答申に基づいての結果ですよ。
- 麻生
教育総務課長
- ： 基本計画書の10ページを開いていただきたいのですが、この10ページの左側に「第一次答申書における付帯意見」ということで、いただいたご意見を載せております。そのご意見に対して「第一次答申書を踏まえた基本的な考え方」を右側に載せております。
- その中で先ほど炊飯設備の話が出ましたけれども、検討会の中では炊飯設備を入れるということがあったのですが、その部分だけはお答えできなかったと、概ねその答申にある付帯意見のとおりを実施をするということになります。
- 齋藤委員
- ： はい、分かりました。
- 内田教育長
安藤委員
- ： 他にありますでしょうか。
- ： 先ほどの基本計画書の19ページの表を見ていて、二重丸がPFI方式ということなのですが、簡単にメリットとデメリットを教えてくださいたいのですが。
- 麻生
教育総務課長
- ： この表を見ていただくと分かるのですが、おおよそ3つの観点から検討をしました。
- 事業の継続性・安定性という観点からは、建設、設計、運営、維持管理それぞれ会社があるのですが、この給食センターの運営のために新しい会社を作り、その構成企業それぞれの財務状況について、一つの会社の財務状況が非常に悪くなってもその影響をこの事業に関しては受けないという部分で安定性があります。それから、SPCというこの構成企業が、銀行から融資を受けるということで、その金融機関からの監視を受けられると、また構成企業同士の監視もあるという部分がまず一点挙げられます。
- 2番目の充実した施設・設備・備品の整備ができるかという部分では、設計の段階からこの運営会社と一緒に考えてもらえるので、その運営を念頭に置いて

た設計ができるということはかなり無駄がない、効率的になるという部分があります。

財政的な部分では、建設終了後に茂原市に所有権が移ります。そういった部分で交付金の活用ができるということ、あと先ほどお話しした設計から運営まですべて一体となって発注できる関係で、財政的に無駄がないものですから、かなり軽減ができるということです。

あとPFIの場合は、年間の支払が同じ額で支払っていき、一遍にまとめて払う必要がないので、その部分で今の茂原市の財政状況の中で非常に有り難いという部分があります。

安藤委員 : 千葉県内でも千葉市、八千代市などでPFI方式という事業で取り組んでいると思うのですが、現在もそれで上手くいっているのですか。

麻生教育総務課長 : PFI方式自体が新しい事業で、ある段階なので今は数が違うかもしれませんが、全国では54施設、県内でも9施設がPFI方式を導入しているのですが、マイナス面の話はあまり聞いていません。今、県内でも増えています。

安藤委員 : はい、分かりました。

内田教育長 : 9施設というのは、すべて給食センターですか。

麻生教育総務課長 : はい、給食センターが9施設です。

内田教育長 : 他にありますか。

齋藤委員 : それこそここまで積み上がってきたのですから、すべて上手くいけば良いなと思います。

あとは、現在使用している建物や設備は、新しい施設ができたならどうするつもりなのか。何か活用する方法はありますか。

麻生教育総務課長 : 施設は取り壊して、売却できればと考えております。

齋藤委員 : 土地を売却するということですか。

麻生教育総務課長 : はい。

齋藤委員 : そうですか、分かりました。

内田教育長 : 他にありますか。

高貴委員 : このPFI方式というのは私もよく分からないので教えていただきたいところなのですが、でき上がったあとに所有権が市に移るといったことなのですか、その建物の所有権のことでしょうか。

麻生教育総務課長 : そうです。

高貴委員 : 例えば、調理器具などの備品というのは、建物の所有権とは関係なく、市が別に購入することになるのですか。

麻生教育総務課長 : これは運営会社で購入するのですが、所有権は茂原市になります。

高貴委員 : 分かりました。

内田教育長 : 他にありますか。

それではなければ、議案第6号について採決に入ります。

議案第6号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : 議案第6号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

報告事項1「平成28年度3月補正予算の要求について」説明をお願いします。

豊田 : 報告事項1「平成28年度3月補正予算の要求について」ご説明申し上げます。

教育部次長 : 参考資料をご覧ください。

まず歳入でございますが、教育費寄付金といたしましてふるさと納税による寄付金の増加に伴い、寄付の使途を教育費の学校等施設建設・改修事業とした分について、今後の見込み額を含め増額補正するものでございます。

義務教育施設債につきましては、新規に建設する給食センター用地の購入価格が低く抑えられたため、市債の減額補正をするものでございます。

続きまして歳出でございますが、寄付金につきましては歳入で説明したふる

さと納税による寄付金相当額を学校等施設建設改修基金に積み立てるものでございます。

共同調理場建設事業につきましては、新規に建設する給食センターの用地購入価格が当初予算額より低額での購入となったため、建設用地購入費を減額補正するものでございます。

子ども読書活動推進事業につきましては、地方創生加速化交付金の一部採択により、事業内容を見直した結果、執行残が生じたため減額補正するものでございます。

内田教育長 : それでは報告事項1について、ご質問等ありますでしょうか。
よろしいでしょうか。

それでは次に、報告事項2「茂原市立学校図書館資料収集方針及び除籍方針について」説明をお願いします。

古山
学校教育課長 : 報告事項2「茂原市立学校図書館資料収集方針及び除籍方針について」ご説明申し上げます。

現在、地方創生加速化交付金等によりまして、学校司書の配置、調べる学習事業等を進めているところですが、先般、学校図書館用図書の新注先を一本化し、図書の定価内でのフィルムコーティング、データベース化に備えましたマークを標準装備とすることに伴いまして、図書のバーコードや請求記号ラベル等の仕様書を設けたことに続きまして、今回新たに資料整備の拠り所となる学校図書館資料の収集方針と除籍方針について、学校図書館担当者の意見を聞いた上で策定をいたしましたので報告させていただくものです。

まず、収集方針ですが、第2条の基本方針、第3条の資料の種類、第4条の収集資料の決定が主なものとなっております。学校の担当者からの意見としますと、まず、第2条の基本方針の文章表現の一部について意見をいただきましたが、この方針は1冊ごとの図書を選ぶ基準ではなくて、その前提となる基本目標のことでありますので、原案のとおりとさせていただきます。

また、第4条の資料決定の選定委員会の組織については、簡素化を求める意見もありましたが、学校規模によっては原案どおりの委員構成は困難ですので、原案は原則とするものの、学校図書館が読解力の向上だけではなく、今後の教育活動を支える重要な役割を担っているということから、体系的で均衡のとれた資料構成を目指しまして、できるだけ多くの教職員の意見を反映していただきたいということをお願いしました。

また、除籍方針につきましては、除籍手続きの簡略化を求める意見があったものの、方針案については異論がございませんでした。

以上でございます。

内田教育長 : それでは報告事項2について、ご質問等ありますでしょうか。

鈴木委員 : 私も教科が教科だったもので、学校図書の購入は非常に苦労したことがあったのですが、こういう方針が出されると非常にやり易くて良いかなと思います。

あと除籍のところですが、第6条の「除籍が決定した資料は、必要に応じて譲与する。」とありますが、これはどのように譲与するのかというのは、次の第8条の「この方針に定めるもののほか、学校図書館における資料の除籍に関し必要な事項は、校長が別に定める。」とありますので、学校ごとに校長先生の判断ということになるのでしょうか。

古山
学校教育課長 : 鈴木委員のおっしゃられたとおり、学校ごとの除籍になりますので、校長の判断でというようなことになると思われます。

鈴木委員 : はい、分かりました。

内田教育長 : 他にありませんでしょうか。

齋藤委員 : いろいろな意見をいただき、教育委員会の考え方ということで報告されておりますけれども、まず教育委員会として答えを出すけれどもこれでどうかというようなものが最初にあって然るべきかと思うのですが、その辺はどうですか。

内田教育長 : 要するにこれは教育委員会の考え方として報告しているけれども、この答えをもう言うてあるのかということですよ。

齋藤委員 : そうです。順番が違うのではないのかなと。内容はこれで十分です。ただ、順序としていかがでしょうか。

- 古山
学校教育課長
齋藤委員
内田教育長
安藤委員
- ： おっしゃるとおりでございます。今後、気を付けます。
- ： 分かりました。ありがとうございます。
- ： 他にありませんでしょうか。
- ： 意見募集の結果についての資料のNo.12ですが、市教育委員会の考え方で「データベース化された学校のシステムでは、廃棄したい図書のバーコードをなぞれば、廃棄図書リストが作成される機能もあります」と書いてあるのですが、今進めているデータベース化がもうすべて完了していて、できるようになったということでしょうか。
- 古山
学校教育課長
内田教育長
古山
学校教育課長
安藤委員
- ： 1月から学校図書館司書を入れてデータベース化を図っているところで、現在のところ市内4校がそれに向けて準備を進めているというところでございます。
- ： 確認ですが、4校というのはどこですか。
- ： 茂原小学校、萩原小学校、東郷小学校、東部小学校でございます。
- ： それに関連しまして、これは廃棄なのですが、このデータベース化によって、例えば今おっしゃった4校の何々小学校にどの本があるというのがすぐ分かるようになってくるということですか。
- 古山
学校教育課長
安藤委員
内田教育長
安藤委員
- ： 行く行くはそういった集中管理ができるようにしていきたいとは思っております。最終的には、市立図書館との連携まで目指したいと思っております。
- ： 分かりました。
- ： 他にありませんでしょうか。
- ： 今のバーコードの件なのですが、子どもたちが図書を借りに来るときに、バーコードで貸出しができるようになる訳ではないですね。どうでしょうか。
- 古山
学校教育課長
安藤委員
- ： バーコードを読み取ってそのデータが記録されるということですので、簡略化はできると考えています。
- ： そうですか。そうすると図書カードに記入して返却するというのがなくなるのですね。
- 古山
学校教育課長
安藤委員
- ： 従来のそういった図書カードを使う方式からバーコードを読み取る方式になるということです。
- ： 私の認識では、確か緑ヶ丘小学校はそれを始めていたような気がするのですが、どうでしょうか。
- 古山
学校教育課長
- ： 学校ごとにバーコードの処理化を進めていたところでございますけれども、市内のすべての学校で同じシステムを使って揃えていくというようなところで今進めているところでございます。
- 安藤委員
内田教育長
- ： はい、ありがとうございます。
- ： 補足で言うと、緑ヶ丘小学校は確かときわ書房だったと思うのですが、今度はすべてTRC、図書館流通センターに揃えたので、緑ヶ丘小学校の本のラベルとかを全部変えるという作業をしたのだと思います。
- 安藤委員
内田教育長
- ： はい、分かりました。ありがとうございます。
- ： よろしければ、次に報告事項3「平成28年度定期監査の結果について」説明をお願いします。
- 豊田
教育部次長
- ： 報告事項3「平成28年度定期監査の結果について」ご説明申し上げます。
- ： 教育委員会の定期監査につきましては、「計画された事務事業はほぼ順調に進行しており、関係諸帳簿も概ね適切に処理されている」との結果を受けました。
- ： なお、所見の詳細につきましては、お手元の資料の裏面をご覧いただきたいと思っております。
- 内田教育長
- ： それでは報告事項3について、ご質問等ありますでしょうか。
- ： よろしいでしょうか。
- ： それでは次に、報告事項4「行事の共催、後援及び協賛について」説明をお願いします。
- 麻生
教育総務課長
- ： 平成29年1月に教育委員会で決定いたしました共催、後援、協賛の行事についてご報告申し上げます。
- ： 今回は「共催」、「後援」については、ございませんでした。「協賛」につきましては、生涯学習課で1件ございました。
- 内田教育長
- ： それでは報告事項4について、ご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

次に、報告事項5「平成29年第3回(3月臨時会)、第4回(3月定例会)及び第5回(4月定例会)茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。

麻生
教育総務課長

： 教育委員会会議の日程についてご説明いたします。

3月は臨時会がございます。日時は3月10日金曜日で13時からとなります。なお、この日は9時30分より中学校の卒業式がございます。3月定例会は、3月23日木曜日で13時からとなり、この日は15時より第2回総合教育会議がございます。4月定例会は、4月26日水曜日で15時からとなります。いずれもこの9階の会議室となります。

内田教育長

： 会議日程について、よろしいでしょうか。

それでは日程については、そのようにお願いいたします。

その他報告がありましたら、お願いいたします。

なければ、以上で第2回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月10日

教育長 内田 達也

署名委員 鈴木 一代

署名委員 齋藤 晟